

増田裕一 副委員長

手短に2点ほどお伺いしたいと思います。

なみすけ商品券の件なんですけれども、取扱店、先ほども課長から答弁がございました。大体区内の事業所の3割程度の店舗が取扱店として手を挙げているということだったと記憶しておるんですけれども、実際のところ、3,292店舗のうち杉商連以外の、杉商連に加盟していない店舗というのはどの程度あるんでしょうか。

産業経済課長

細かい数字はちょっとございませんが、商連加盟店は約5,000というふうに伺ってございます。現在行われている区内共通商品券のほうの取扱事業者は2,500程度というふうに伺ってございますので、そのような数字になってございます。

増田裕一 副委員長

ということは、杉商連に加盟している事業所の中でも登録してない店舗があるという認識でよろしいでしょうか。

産業経済課長

商連のほうの加盟店の中でも、当初、券を取り扱うところが2,500だったわけでございますけれども、現在は3,000を超えるところで取り扱いたいということで増えてきてございます。お店の形態といたしまして、例えばチケットでご商売をされているような場合がございますね、あらかじめ券を買ってからご商売というようなところもありますので、そういったところではなかなか取り組みが難しいところもあるかと思っております。

増田裕一 副委員長

どうしてこういうことを聞くかと申し上げますと、区内には杉商連に所属をしていない商店もありまして、先日私も地元の、杉商連に所属をしていない商店会のほうに説明をしに行っただんです。その際に、これこれこういう取り組みが始まりますということで、杉商連に所属をしていない店舗に関しては、個店ごとに、事務手数料としまして2,000円ほど杉商連に支払わなければならないということがありまして、いろいろ見方もあると思うんですけれども、事務手数料を2,000円杉商連に払わなければいけないということで、加盟していない商店会などは様子見の部分もあるというふうに思うんですね。そこら辺の部分に関して、この事務手数料というものは区として承知しておるのかどうかということと、今後取扱店を増やしていく上において、これも1つのハードルが上がる要因になると思うんですけれども、区としてはどのようにとらえているのか、お尋ねしたいと思います。

産業経済課長

まずもって、なみすけ商品券の発行自体は商連さんが中心となってやっただいていいる事業でございます。発行に際しては、印刷経費等々、もろもろの諸経費等が必要でございます。商連加盟の各店にありましては、会費等によって賄われているわけでございますが、未加盟の方につきましては、今回の商品券の取り扱いの登録料という形で2,000円をお願いしていると承知してございます。

それから、未加盟の方々につきましては、区のほうからご案内申し上げまして、説明会等を実施し、その際にも、2,000円の登録料、それから指定の口座の開設をお願いしているところでございます。

増田裕一 副委員長

基本的に、今回10億円の商品券に対して1億円の区の予算を充てているということなんですけれども、杉商連に所属している商店だけが区に対して税金を払っているわけじゃないんです。一般の未加盟の商店の方も区に対して税金を納めているわけですから、区の税金を使って今回なみすけ商品券というものを実施するわけですから、そういう意味で、ひとしく

その恩恵というか、受けていく必要があるというふうに私はとらえているわけなんです。

さらに、ちょっと確認させていただきたいんですけども、事務経費として1億円のほかに2,000万円ぐらいたしか区として予算を計上していたかと思うんですけども、その点については。

産業経済課長

2,000万円というのはインセンティブ経費として、PR経費等に充当する経費として計上はしてございます。

増田裕一 副委員長

その事務経費としての部分と、また未加盟の商店さんが取扱店として登録する際に支払わなければならない2,000円の関係というか、そこら辺はどのように、こちらとしては受けとめればよろしいのでしょうか。

産業経済課長

今回の商品券の流れでご説明を申し上げますと、登録をいただいた各店舗には、なみすけ商品券の取扱店としてのシール等の貼付をしていただくこととなります。それから、サービスと商品券を交換していただくわけですが、現金化に当たりましては、指定の金融口座に持ち込んで、それを口座入金という形でやります。それに伴いまして、商品券の消し込み等の事務手続等々がかかってございますので、一定のこういった費用等が別にかかっているということでございます。